

穴水町家財一時保管支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害により被害を受け、生活再建のために公費解体・撤去もしくは自費解体・撤去により家財等を一時保管した世帯を対象に支援することを目的として交付する穴水町家財一時保管支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 穴水町内に住所を有する者をいう。
- (2) 家財等 町民が所有している生活用の動産をいう。

(補助金対象者)

第3条 この補助金を受けることができる者は、申請日において、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助金対象者」という。）とする。

- (1) 町民
- (2) 令和6年能登半島地震に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱もしくは令和6年能登半島地震に係る被災家屋等の自費解体及び撤去に要する費用の償還に関する要綱に基づく申請をした者
- (3) 過去に本要綱による補助金の交付を受けていない者
- (4) 町税等の滞納がない者

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、町民が前条第2号に伴う家財等の一時保管に要する運搬費用、保管費用及び荷造り等の費用で、石川県のホームページに掲載されている家財搬出・運搬・保管サービス事業者に対し、令和6年1月1日以降に契約し、支払った経費とする。

(補助金の額)

第5条 町が交付する補助金の額は、1世帯につき5万円を上限とする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、予算の範囲内とし、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を申請しようとする者は、穴水町家財一時保管支援事業補助金申請書兼請求書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 契約書その他契約を締結したことを証する書類の写し
- (2) 領収証書その他家財一時保管費用の支払いを証する書類の写し
- (3) 補助金対象者本人名義の口座の情報がわかる書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときには、これを審査して補助の可否を決定し、穴水町家財一時保管支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)又は穴水町家財一時保管支援事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金交付の決定をしたときは、申請者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第9条 補助対象者が補助金の交付申請の取り下げを行う場合は、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

(調査等)

第10条 町長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助金対象者に対し報告を求め、又は事業者に調査を行うことができる。

(補助金の返還)

第11条 町長は、虚偽その他の不正行為により補助金を受けた者があるとき、又は補助金支払い後に過払いのあることを確認したときは、補助金対象者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、前項に基づく返還命令を行った場合には、返還の期限を定めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月14日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

穴水町家財一時保管支援事業補助金交付申請書兼請求書

穴水町長 宛て

申請者 住 所 穴水町字

氏 名

㊞

対象者との続柄

電話番号 ()

1. 家財一時保管に要した費用について、関係書類を添えて下記のとおり補助金を申請します。
2. 私は、必要な範囲で町が納税状況の確認を照会することに同意します。

補助金対象者	フリガナ			生年月日
	氏 名	㊞		大正 昭和 平成 年 月 日
	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ場合に☑ 〒 - 穴水町字 電話 () -		
補助金対象経費等	契約日等	令和 年 月 日		
	対象経費(A)	円(税込)		
	補助限度額(B)	50,000円		
	補助申請額 (A)又は(B)の いずれか低い方	円		
振込先	金融機関名	銀行 信用金庫	本店 支店	
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人 (原則：補助金対象者)			
添付書類	<input type="checkbox"/> 対象経費に係る契約書の写しもしくはこれらに代わる書類の写し <input type="checkbox"/> 対象経費に係る領収書の写しもしくはこれらに代わる書類の写し <input type="checkbox"/> 振込先の口座の情報がわかる書類の写し(通帳のコピーなど)			

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

穴水町長

穴水町家財一時保管支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった穴水町家財一時保管支援事業補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

1. 交付決定額 金 _____ 円

2. 支払い方法 申請者が指定する口座に振り込みます。
(振込予定日 年 月 日)

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

穴水町長

穴水町家財一時保管支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった穴水町家財一時保管支援事業補助金については、次のとおり不交付となりましたので、穴水町家財一時保管支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

○不交付の理由

[]